- 第1 平成31年4月1日以降に公告又は指名通知分の建設コンサルタント等業務より、変動型最低制限価格(岡崎市最低制限価格取扱要領第6条第1項第2号)の 算出方法等を変更しました。変更内容は以下のとおりです。
 - 1 算出方法の変更
 - 変更前

入札参加者全員(予定価格を超えた者を除く)の平均の95%

- ・変更後(平成 31 年 4 月 1 日以降発注分) 入札参加者全員(予定価格を超えた者及び定型最低制限価格の 95%未満の者 を除く)の平均の 95%
- 2 変動型最低制限価格に下限の新設
 - ・変更前 下限無し
 - ・変更後(平成31年4月1日以降発注分) 定型最低制限価格の95%を下限とする。

【以下9月1日追記】____

- 第2 令和元年9月1日以降に公告又は指名通知分の建設コンサルタント等業務より、最低制限価格(岡崎市最低制限価格取扱要領第5条)の設定範囲及び一部積 算率を変更します。変更内容等は以下のとおりです。
 - 1 最低制限価格の設定範囲
 - ・変更箇所 測量業務における最低制限価格の上限設定
 - 変更内容

		変更後 (令和元年9月1日以降発注分)	変更前
<u>測量</u> <u>業務</u>	上限	入札書比較価格の <u>10 分の 8.2</u>	入札書比較価格の <u>10 分の 8</u>
	下限	入札書比較価格の 10 分の 6	入札書比較価格の10分の6

- ※変動型最低制限価格を算出した場合の下限は定型最低制限価格の95%となります。
 - 2 最低制限価格算出における積算率
 - ・変更箇所 地質調査業務の**④諸経費率**
 - ・変更前(別表1 (建設コンサルタント等業務))

業務区分	①	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の	
例			4.8 を乗じて得た額	

建築関係の建設コン サルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の6を乗じて得 た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コン サルタント業務	直接業務費の額	技術経費の額に 10 分 の6を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	
(積算根拠に基づき 右のいずれかを選定 する)	直接原価の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た 額	一般管理費等の額に 10分の4.8を乗じて得 た額	
地質調査業務	地質調査業務費(一般)の内、直接調査費 の額	地質調査業務費(一般)の内、間接調査費の額に10分の9を乗 じて得た額	地質調査業務費 (解析)の合計額に10分の 8を乗じて得た額	地質調査業務費 (一般) の内、諸経費の額 に 10分の 4.5 を乗じ て得た額
補償関係コンサルタント業務	直接業務費の額	技術経費の額に 10 分 の6を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	
(積算根拠に基づき 右のいずれかを選定 する)	直接原価の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た 額	一般管理費等の額に 10分の4.5を乗じて得 た額	

・変更後(別表1(建設コンサルタント等業務))(令和元年9月1日以降発注分)

業務区分	①	2	3	4
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額	
建築関係の建設コン サルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10 分の6を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額
土木関係の建設コン サルタント業務	直接業務費の額	技術経費の額に 10 分の6を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	
(積算根拠に基づき 右のいずれかを選定 する)	直接原価の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た 額	一般管理費等の額に 10分の4.8を乗じて得 た額	
地質調査業務	地質調査業務費(一般)の内、直接調査費 の額	地質調査業務費(一般)の内、間接調査費の額に10分の9を乗 じて得た額	地質調査業務費 (解析)の合計額に10分の 8を乗じて得た額	地質調査業務費 (一般) の内、諸経費の額 に 10 分の 4.8 を乗じ て得た額
補償関係コンサルタント業務	直接業務費の額	技術経費の額に 10 分 の6を乗じて得た額	諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額	
(積算根拠に基づき 右のいずれかを選定 する)	直接原価の額	その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た 額	一般管理費等の額に 10分の4.5を乗じて得 た額	